

各 位

会 社 名 株式会社K S K
 代表者名 代表取締役社長 河 村 具 美
 (JASDAQ・コード番号 9687)
 問合せ先 常務取締役
 役職・氏名 管理本部長 牧野 信之
 電 話 0 4 2 - 3 7 8 - 1 1 0 0

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第41期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 社外取締役、社外監査役の責任免除規定の新設

社外取締役および社外監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第26条（取締役の責任免除）および第37条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、定款第26条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 補欠監査役の選任およびその効力の期限に関する規定の新設

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え補欠の監査役を選任できる旨および、あらかじめ選任した補欠監査役の選任決議の有効期限を新たに定めるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役及び取締役会 第21条～第25条（条文省略） （新設）	第4章 取締役及び取締役会 第21条～第25条（現行どおり） <u>（取締役の責任免除）</u> 第26条 <u>当社は会社法第427条第1項の規定に</u> <u>より、社外取締役との間に、同法第423条</u> <u>第1項の損害賠償責任を限定する契約を締</u> <u>結することができる。ただし、当該契約に</u> <u>基づく損害賠償責任の限度額は、法令の規</u> <u>定する額とする。</u>
第26条～第31条（条文省略）	（以下条数繰下げ） 第27条～第32条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第32条 (条文省略) (選任)</p> <p>第33条 (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第34条～第35条 (条文省略) (新設)</p> <p>第36条～第40条 (条文省略)</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第33条 (現行どおり) (選任)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>当社は、会社法第329条第3項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p> <p>3 <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第35条～第36条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第37条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第38条～第42条 (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成27年6月26日
定款変更の効力発生予定日 平成27年6月26日

以 上